

アーカイブ化の促進に係る著作権制度上の課題について、平成26年度文化審議会著作権分科会において検討を行い、一定の方向性が示された。今後、関係者の意見を聴取しつつ、法的措置も含めて必要な措置を順次講じていく。

I 著作物等の保存に関する主な課題への対応

アーカイブ機関が著作権者の許諾を得ずとも、資料の保存のため必要がある場合に複製を行えるよう、必要な措置を講じた。

※国立国会図書館では、資料の納本後、直ちに当該資料を複製することが認められている。また、その他の図書館等についても、資料の保存のため必要がある場合には、複製が認められている。

地方公共図書館等



地方公共図書館で所蔵されている郷土資料等、絶版等の理由により入手困難なもので貴重な資料を保存のために複製することができるよう、著作権分科会において著作権法の関係規定の解釈を明確化した。

美術館・博物館等



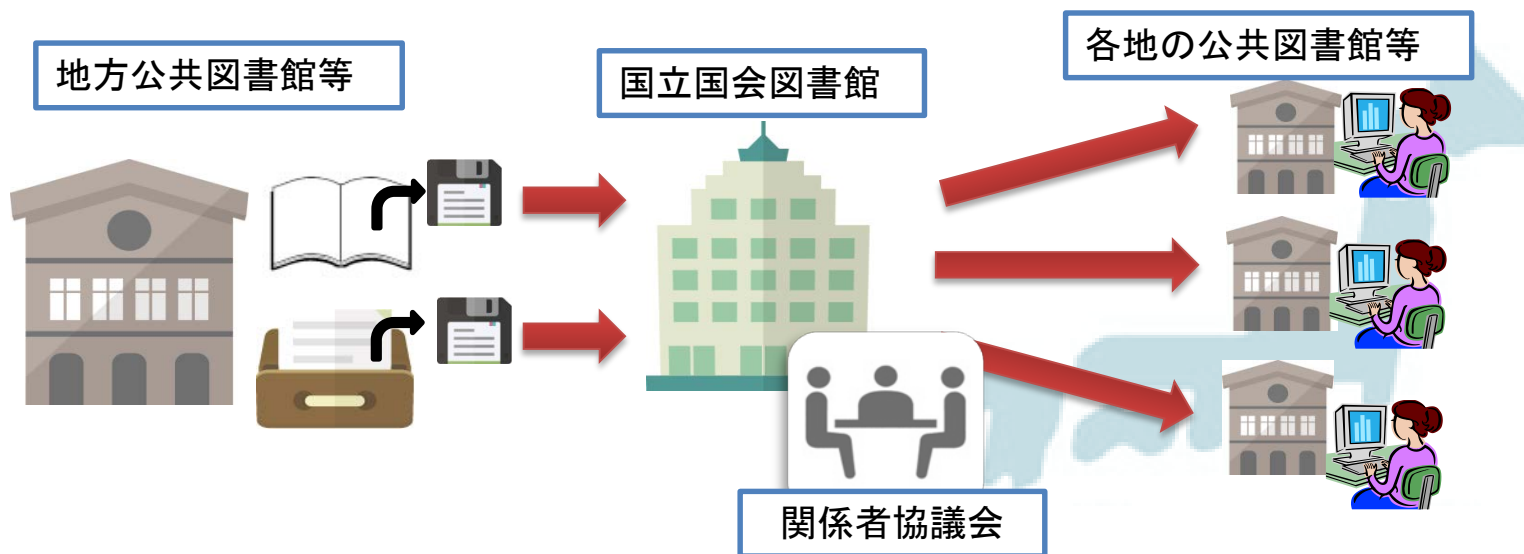
美術館・博物館等の所蔵する美術作品や映画フィルム等について、保存のための複製や、機器・媒体の旧式化に伴う新しい媒体への複製を行うことができるよう、著作権分科会において著作権法の関係規定の解釈を明確化した。

また、当該規定が適用される施設の範囲を拡充することとし、平成27年6月、民間の美術館・博物館等を含む登録博物館及び博物館相当施設を包括指定。

Ⅱ 著作物等の活用に関する主な課題への対応

(1) アーカイブのために保存した著作物等の活用について

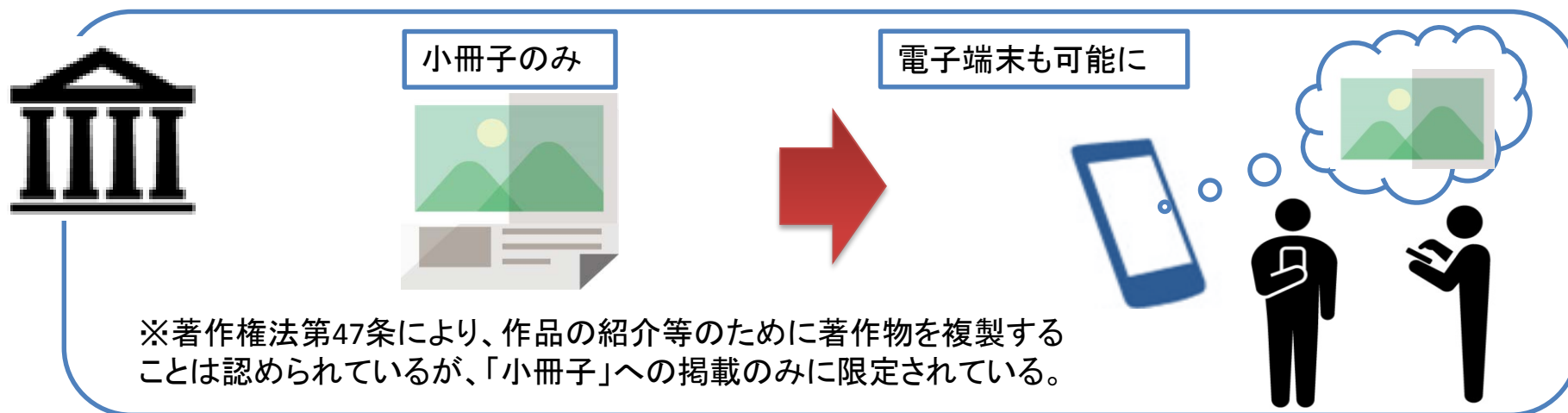
- ① 絶版等入手困難な公共図書館等の所蔵資料で国会図書館が所蔵していないものについて、国会図書館が公共図書館等から複製物の提供を受け、国会図書館の図書館送信サービスを通じて日本各地の公共図書館等に当該資料を発信できるよう、著作権分科会において著作権法の関係規定の解釈を明確化した。今後、関係者の協議を経て運用が開始される予定。



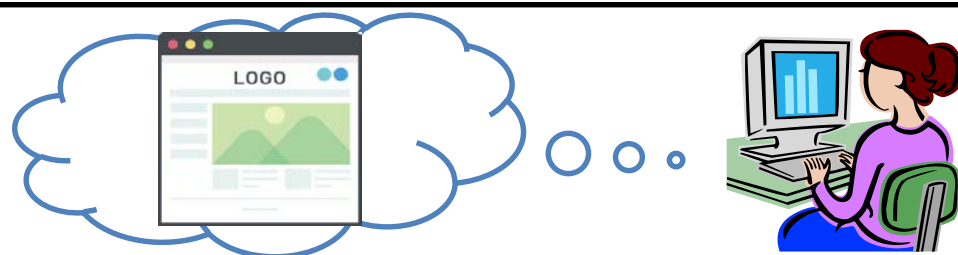
※国立国会図書館では、民間ビジネスや著作権者に与える影響等に配慮し、関係者協議会において図書館送信サービスの運用を進めている。

- ② 上記の図書館送信サービスの送信先を外国の国立図書館や大学図書館等に拡大することについて、国立国会図書館の役割等を踏まえ、今後、さらなる検討が必要。

③美術の著作物や写真の著作物を展示する者が、電子端末等で観覧者に作品の解説等を提供するために、これらの著作物を複製することができるよう、関係者との調整を経て、必要な措置を講じる。



④アーカイブ機関において、美術の著作物等の紹介等のため当該著作物のサムネイル画像をインターネット送信できるよう、関係者との調整を経て、必要な措置を講じる。



アーカイブされた著作物等の発信を行うにあたっては、当該作品がどのようなものであるかを画像付きで紹介することがより効果的。

(2) 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

EUにおいて導入されている孤児著作物指令を参考として、次の措置を講じる。

- ① 公的機関が権利者不明著作物を利用する際の権利者への補償は、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討する。
- ② 一度裁定を受けた著作物等で権利者不明状態が継続しているものについては、平成27年度中を目途に、権利者搜索の要件を緩和。
- ③ あわせて、これまで裁定を受けた著作物等の情報を検索可能な形でインターネット上に公開し、裁定後に権利者が現れた場合には、権利者不明状態を脱していることを表示するためのデータベースを作成。

(3) 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

アーカイブを含め、著作物等の流通を推進するための権利処理円滑化方策として、例えば、著作物等の権利情報の集約化等について検討する。このための調査研究を、平成27年度、文化庁において実施。

著作権者不明等の場合の裁定制度の概要

他人の著作物等を利用する場合には、原則として権利者の許諾を得る必要があるが、「相当な努力」を払っても権利者と連絡を取ることができない場合がある。このような場合に、文化庁長官の裁定を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより適法にその著作物等を利用することができる。

裁定制度の流れ

相当な努力

裁定申請

裁定

補償金の
供託

著作物等の
適法利用

【参考】裁定制度の利用実績

